

入札案件概要書

【 コンサル ・ 一般委託 ・ 物品 】

件名	不燃物選別作業等業務委託（複合単価契約）	契約番号	1
履行期間	平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日		
履行場所	海老名市 本郷 1 番地の 1		
予定価格(税抜)	非公表		
参加条件	参加の地域要件	第 4 区分	地域要件は入札公告で確認してください。
	指定業種	410 廃棄物処理の請負	細目
	手持契約件数制限	なし	
	低入札調査基準価格	予定価格の50%	細目
	必要とする資格等		
	その他の要件		
業務の概要	当組合に搬入される不燃物を選別し、可燃物等の解体、選別や有価物の回収を行い焼却量の減量を図る。		
	1. 不燃物選別作業		
	単価の単位：円/t 予定数量：1月あたり170t、9月		
	2. 粗大解体作業 単価の単位：円/月 数量：9月		
	3. 可燃性粗大解体選別作業 単価の単位：円/月 数量：9月		
	4. 廃プラスチック類選別作業		
	単価の単位：円/t 予定数量：1月あたり23t、9月		
	5. 運搬業務 単価の単位：円/月 数量：9月		
	入札金額は、上記1及び4について単価に1月あたりの予定数量及び月数を乗じたそれぞれの額と上記2、3及び5について単価に月数を乗じたそれぞれの額の合計。ただし、消費税及び地方消費税額は含まない。		
	契約金額は、それぞれの単価。ただし、消費税及び地方消費税額は含まない。		
※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。			

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

平成 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申します。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 1

件名 不燃物選別作業等業務委託（複合単価契約）

（ 高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
F A X : 046-238-6010 ）

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

組合の確認（記入不要）		
地域	第4区分	
業種	410 廃棄物処理の請負	
評点		
その他		

入札書

平成 30 年 5 月 7 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代理人氏名印
印

高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

件 名	不燃物選別作業等業務委託（複合単価契約）											
金 額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
2. 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。
封筒は必要ありません。
4. 落札にあたって、契約金額は、品目ごとの単価とし、消費税及び
地方消費税額は含まないものとします。



契約番号

1

委任状

平成 30 年 5 月 7 日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 不燃物選別作業等業務委託（複合単価契約）

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送 信 日 時 : 入札公告を確認してください。

○ 送 信 先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認 定 番 号		電 話 番 号	
所 在 地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番 号	
代表者職氏名		担 当 者 名	

契 約 番 号	1
契 約 件 名	不燃物選別作業等業務委託 (複合単価契約)
質 疑 内 容	

不燃物選別作業等業務委託（複合単価契約）発注仕様書

第1章 一般事項

（目的）

第1条 本仕様書は、高座清掃施設組合（以下、「発注者」という。）が行う次の業務及び作業の委託について、必要な事項を定めることを目的とする。

- （1） 不燃物選別作業
- （2） 粗大解体作業
- （3） 可燃性粗大解体選別作業
- （4） 廃プラスチック類選別作業
- （5） 運搬業務

（定義）

第2条 本仕様書における用語については、次のように定義する。

（1） 不燃物

座間市、海老名市及び綾瀬市並びに座間市、海老名市及び綾瀬市から委託を受けた事業組合（以下、「三市等」という。）から不燃物として発注者に搬入された一般廃棄物のうちから廃乾電池、廃蛍光管を除いたもの。

（2） 粗大ごみ

三市等から粗大ごみとして発注者に搬入された一般廃棄物。

（3） 粗大

粗大ごみのうち、木材、木製家具等、性状のほとんど全てが可燃性であり、大型重機により、発注者のごみ焼却処理施設（以下、「第二清掃処理場」という。）で焼却処理が可能となるまで破砕ができるもの。

（4） 可燃性粗大

粗大ごみのうち、一部鉄分等を含み、可燃性とその他のものが一体化した形状で、選別のために手作業による解体を必要とするもの。

（5） 不適物等

不燃物及び粗大ごみに混入した発注者では処理することができない廃棄物。有害物質を含むもの、危険性があるもの、爆発性があるもの、破砕不可能なもの、処理過程で発注者の施設が損傷するおそれがあるもの、法令によりリサイクルを義務付けられたもの、廃乾電池、廃蛍光管、産業廃棄物等。

（6） 有価物

不燃物及び可燃性粗大に混入した売却が可能なもの。アルミニウム、ガラニウム

(アルミ製のやかん、鍋等、プラスチック類や鉄等の異物の付属が多いアルミ屑)、ステンレス、雑線、基板、鉛、丹入(亜鉛合金。赤色蛇口、棚のピン等)等。

(7) 可燃物(木材)

粗大を大型重機により破砕し、第二清掃処理場での焼却処理を可能としたもの。ただし、第二清掃処理場での焼却処理は当業務の対象外である。

(8) 可燃物(マット等)

可燃性粗大を手作業で解体したもののうち、第二清掃処理場で裁断処理を行うもの。ただし、第二清掃処理場での裁断処理は当業務の対象外である。

(9) 鉄分(前鉄)

不燃物及び粗大ごみから破砕処理することなく直接選別された鉄分。

(10) 機械破砕

不燃物及び粗大ごみのうち、適正なものを発注者の第一清掃処理場粗大ごみ処理施設において圧縮、破砕し、鉄分とガレキを選別する作業。ただし、当業務の対象外である。

(11) 可燃物(機械破砕)

不燃物及び可燃性粗大から選別され、機械破砕を行う可燃物。

(12) 不燃物(機械破砕)

不燃物及び可燃性粗大から不適物等、有価物、可燃物(マット等)、鉄分(前鉄)、可燃物(機械破砕)を除いた機械破砕を行う不燃物。

(13) 鉄分(後鉄)

不燃物(機械破砕)から機械破砕により磁気選別された鉄分。

(14) 廃プラスチック類①

不燃物(機械破砕)から、鉄分(後鉄)及び機械破砕により振り分けられたガレキを除いたもの。

(15) 廃プラスチック類②

廃プラスチック類①から手作業による選別で不適物等、有価物、鉄分(後鉄)を除いたもの。

(業務名)

第3条 業務名は、次のとおりとする。

不燃物選別作業等業務委託(複合単価契約)

(履行期間)

第4条 履行期間は、次のとおりとする。

平成30年6月1日から平成31年2月28日まで

なお、平成30年5月14日から同年5月31日までを業務研修期間とし、発注者と本

業務の契約を締結した受注者（以下「受注者」という。）との協議により予め定めた日程で業務の習得を行うものとする（第12条第3項の規定）。

（履行場所）

第5条 履行場所は、次のとおりとする。

海老名市本郷1番地の1

第2章 共通仕様

(適用の範囲)

第6条 本仕様書は、不燃物選別作業等業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(業務内容)

第7条 本業務に係る内容は第3章による。

(業務の履行)

第8条 受注者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、業務を円滑に行うとともに、契約書、仕様書及びその他関係書類等に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

2 万一、公害防止関係法令及び仕様書に定める公害防止基準を超過等違反した場合は、必要な措置を講ずるとともに原因の究明に努め、受注者の責において処理をすること。

(業務責任者等の選任)

第9条 受注者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者、副責任者(以下「責任者等」という。)を選任しなければならない。

2 前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、速やかに新たに責任者等を選任しなければならない。

(責任者等の職務及び必要な知識経験等)

第10条 責任者等の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、施設に常駐し、発注者の指示した事項又は相互間で協議し決定した事項に基づき、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を順守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
- (3) 業務責任者は、施設の異常または故障を発見した場合は、すみやかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が事故又は不在のときにはその職務を代理する。
- (5) 責任者等は、管理監督者としての経験を有する者又はそれと同等以上の知識、経験を有する者であること。

(労務管理)

第11条 受注者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を順守すること。
- (2) 業務従事者の業務については、労働安全衛生法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者等を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業効率・作業能率の向上に努めること。
- (3) 受注者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第12条 受注者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練を行うこと。

- 2 受注者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導、教育、訓練を行うこと。また、教育、訓練を行った際には、その実施記録を、後日発注者へ提出すること。
- 3 受注者は、履行期間開始前において、業務従事者の各業務の習得を目的とした研修を行うものとする。ただし、この業務研修期間中の費用については、受注者の負担とする。

(提出書類)

第13条 受注者は、契約締結後速やかに、次の書類を組合に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者等選任届
- (3) 業務従事者名簿
- (4) 資格取得者名簿
- (5) 緊急連絡網
- (6) その他、発注者が指示する書類

2 前項に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは届け出ること。

3 受注者は、業務の状況について「委託業者作業日報」を作成し、これを月締めでまとめ、委託業務作業報告書として発注者に提出する。なお、「委託業者作業日報」の様式は、別紙のとおり。

(事故及び労働災害発生時の対応)

第14条 受注者は、事故及び労働災害発生時には速やかに応急処置を行い、発注者へ報告すること。

(緊急事態発生時等の対応)

第15条 受注者は、地震、台風等の天災時及び火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。受注者は、緊急事態発生に備え、緊急連絡体制を確立し対応訓練を行うこと。

2 受注者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、発注者に通報すること。

3 受注者は、緊急事態発生時の対応措置について、発注者に文書で速やかに報告すること。

(秘密等の保持)

第16条 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係法令の順守)

第17条 受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令等を順守すること。

(検査の実施)

第18条 受注者は、毎月、第13条第3項に規定する報告書等を作成し、翌月の指定された期日までに、提出しなければならない。

2 発注者は、受注者の業務の履行を確認するために、毎月検査を実施する。

(1) 書類検査(第13条第3項に規定する報告書)

(2) その他、検査員の指示する事項

(委託料等)

第19条 委託料は毎月1日から末日までの集計により、計算方法は、次のとおりとする。

(1) 不燃物選別作業

三市等から組合へ搬入され、発注者の所有する計量器(以下「計量器」という。)で計量した不燃物の搬入量の当該月分の集計量に契約単価を乗じて計算し、これに消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)を加えたものを当該月の委託料とする。なお、当該月分の集計量の単位はトンで、小数点以下第2位までとする。また、計算された委託料について、小数点以下は切り捨てるものとする。

(2) 粗大解体作業

当該月分の定額払いとし、契約単価に消費税等を加えたものを当該月の委託料とする。なお、計算された委託料について、小数点以下は切り捨てるものとする。

(3) 可燃性粗大解体選別作業

当該月分の定額払いとし、契約単価に消費税等を加えたものを当該月の委託料とする。なお、計算された委託料について、小数点以下は切り捨てるものとする。

(4) 廃プラスチック類選別作業

廃プラスチック類を組合施設の可燃物ホッパより選別ステージへ移送する際の最終回の手選別した数量の計量を計量器で行い、当該月分の集計量に契約単価を乗じて計算し、これに消費税等を加えたものを当該月の委託料とする。なお、当該月分の集計量の単位はトンで、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。また、計算された委託料について、小数点以下は切り捨てるものとする。

(5) 運搬業務

当該月分の定額払いとし、契約単価に消費税等を加えたものを当該月の委託料とする。なお、計算された委託料について、小数点以下は切り捨てるものとする。

(6) 前各号までの支払いに関する手続き等は、契約約款の規定に基づき行なうものとする。

(7) 業務研修期間について委託料は発生しないものとする。

(有価物の取扱い)

第20条 受注者は、業務における有価物の回収後の処理（第27条第3号及び第29条第4号の規定）について、年2回（10月及び2月）報告し、収入については発注者の収入とする。

(疑義)

第21条 受注者は、仕様書等及び契約書に疑義が生じた場合、その都度書面にて発注者と協議し、その指示に従うとともに、その事項を文書として提出すること。

(環境配慮事項)

第22条 業務を実施するにあたっては、別に定める発注者のISO14001「環境方針」の主旨及び「環境配慮のお願い」を理解し、遂行すること。

(1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者の施設内で電気・水道・ガス等及び機器の使用等が発生する場合は発注者の環境マネジメントシステムに関連する手順書を確認し、これを遵守する。

(2) 必要に応じて発注者が実施する環境マネジメントシステムに関する教育訓練に従業員を参加させるとともに、その従業員に発注者の要求事項を確実に周知すること。

(3) 発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(4) アイドリングストップの実施を徹底すること。

(再委託の禁止)

第23条 受注者は、本業務の性質上、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第3章 業務内容

(業務基本事項)

第24条 受注者は、三市等から搬入される不燃物を選別、粗大を解体、可燃性粗大を解体、選別し、不適物等の除去、有価物、鉄分（前鉄）の回収、可燃物（木材）、可燃物（マット等）、可燃物（機械破碎）及び不燃物（機械破碎）の選別を行う。さらに、機械破碎を行った不燃物（機械破碎）から鉄分（後鉄）とガレキが除かれた廃プラスチック類①から不適物等の除去、有価物、鉄分（後鉄）の回収を行い、廃プラスチック類②を選別する。また、これらに関する運搬業務を行う。

2 前項による業務のフロー図は、別紙のとおり。

(業務時間)

第25条 本業務時間は原則として月曜日から金曜日（祝日を含む。）の午前8時30分から午後5時00分の間で行うものとする。また、1月1日から1月3日及び12月31日は業務を行わないものとする。ただし、前段に規定する以外の時間において臨時的に業務が必要となる場合は、発注者と受注者が協議し、業務時間の変更を行えるものとする。

(施設概要)

第26条 本業務に係る発注者の施設の概要は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 施設名 | 高座清掃施設組合第一清掃処理場粗大ごみ処理施設 |
| (2) 施設配置 | 別添「高座清掃施設組合全体図」に図示する。 |
| (3) 処理能力 | 50 t /5 h |
| (4) 処理方式 | 圧縮、破碎方式 |
| (5) 受入供給設備 | ホッパ方式 |
| (6) 破碎設備 | せん断破碎方式 |
| (7) 搬送設備 | コンベヤ方式 |
| (8) 選別設備 | 鉄、不燃物、可燃物の3種類粒度選別方式、磁気選別方式 |
| (9) 貯留搬出設備 | バンカ方式 |
| (10) 集じん設備 | 機械式集じん機 |
| (11) 公害防止基準 | |
| ア 騒音基準値 | 当該施設敷地境界線上にて次の基準値以下 |
| 朝 (6:00~8:00) | 50db 以下 |
| 昼間 (8:00~18:00) | 55db 以下 |
| 夕 (18:00~23:00) | 50db 以下 |
| 夜間 (23:00~6:00) | 45db 以下 |

イ 振動基準値 当該施設敷地境界線上にて次の基準値以下

昼間（8：00～19：00） 65db 以下

夜間（19：00～8：00） 55db 以下（不燃物選別作業）

第27条 不燃物作業の内容は、次のとおりとする。

- （1）三市等より発注者へ搬入される不燃物については、発注者の粗大ごみ処理施設の指定された場所へ降ろされる。当該不燃物について受注者は、発注者が機械破砕を行う前にショベルローダーにて選別ステージに広げ、不適物等の除去、有価物の回収及び可燃物（機械破砕）の選別を人力にて行う。なお、当該作業には、座間市、海老名市及び綾瀬市（以下、「三市」という。）の事業として搬入された不法投棄による不燃物の選別も含まれるものとする。
- （2）除去した不適物等、回収した有価物は、発注者が指定する場所にそれぞれ集積する。
- （3）前号で集積した有価物は、2月に1回を目途とし、受注者が売却するものとする。
なお、そこで得た収入については、第20条のとおりとする。
- （4）当該作業においては、ショベルローダーの運転手を含むものとする。
- （5）前号に規定するショベルローダーについては、組合から貸与する。ショベルローダーは1台、1.5トン相当、燃料等については、組合支給とする。

（粗大解体作業）

第28条 粗大解体作業の内容は、次のとおりとする。

受注者は、大型重機（フォーク付き、小松PC130程度（燃料等については、受注者負担とする。））を準備し、三市等から搬入された粗大を焼却施設にて受入のできる50cm程度の大きさまで解体を行う。また、解体後、鉄分があった場合は、これを取り除く。なお、当該作業には、三市の許可する臨時搬入による火災等の廃材の解体、処理後の可燃木材等の車両による移動及び三市の事業として搬入された不法投棄による粗大の選別も含まれるものとする。

（可燃性粗大解体選別作業）

第29条 可燃性粗大解体選別作業の内容は、次のとおりとする。

- （1）受注者は、三市等から搬入された可燃性粗大を手作業にて解体を行う。なお、必要な場合は、手作業による解体の前に可燃性粗大を粗大解体作業で使用する大型重機で破砕する。なお、当該業務には、三市の事業として搬入された不法投棄による可燃性粗大の選別も含まれるものとする。
- （2）解体された可燃性粗大を手作業にて、不適物等、有価物、鉄分（前鉄）、可燃物（マット等）、可燃物（機械破砕）、不燃物（機械破砕）に選別する。
- （3）前号で選別されたものは、組合の指定した場所にそれぞれ集積する。

(4) 前号で集積した有価物は、2月に1回を目途とし、受注者が売却するものとする。

なお、そこで得た収入については、第20条のとおりとする。

(廃プラスチック類選別作業)

第30条 廃プラスチック類選別作業の内容は、次のとおりとする。

(1) 不燃物（機械破砕）に概ね3～4回の機械破砕を行うことにより選別された廃プラスチック類①から、ベルトコンベアを利用した手選別により、不適物等、有価物、鉄分（後鉄）を除去する。

(2) 前号に規定するベルトコンベアについては、組合から貸与する。

(3) 第1号で集積した有価物は、2月に1回を目途とし、受注者が売却するものとする。なお、そこで得た収入については、第20条のとおりとする。

(運搬業務)

第31条 運搬業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、4 tまたは6 tアームロール車を1台、コンテナを6台程度用意する。

なお、粗大処理施設の可燃物ホッパ入口の高さは2.8mであり、用意するアームロール車及びコンテナは、このホッパの高さに対応できる大きさであるものとする。

(2) 前号に規定する車両にかかる燃料等については、受注者の負担とする。

(3) 受注者は、発注者の粗大ごみ処理施設の可燃物ホッパに選別された廃プラスチック類①を、計量器による計量の後、選別ステージに移送する。

(4) 受注者は、可燃物（マット等）を、計量器による計量の後、焼却施設のプラットフォームに移送し、指定の場所に降ろす。

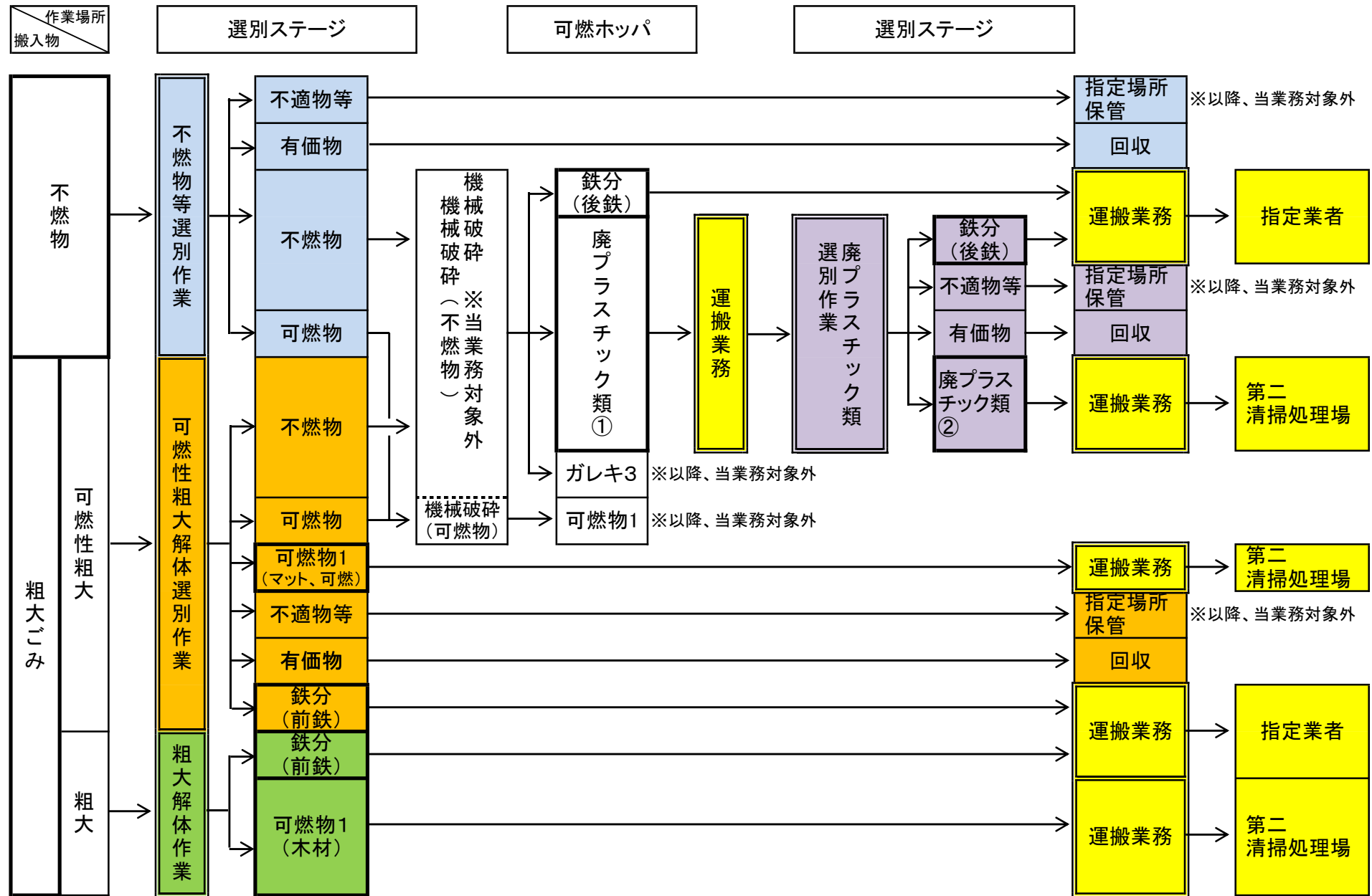
(5) 受注者は、可燃物（木材）を、計量器による計量の後、焼却施設のプラットフォームに移送し、ピットに投入する。

(6) 受注者は、廃プラスチック類②を、計量器による計量の後、焼却施設のプラットフォームに移送し、ピットに投入する。

(7) 受注者は、鉄分（前鉄）及び鉄分（後鉄）を、発注者が指定する鉄処理業者（当組合から概ね5 km以内）へ運搬を行う。

(8) 前号に規定する運搬回数は、鉄分（前鉄）について1日3回程度、鉄分（後鉄）については1週間に1回程度とする。

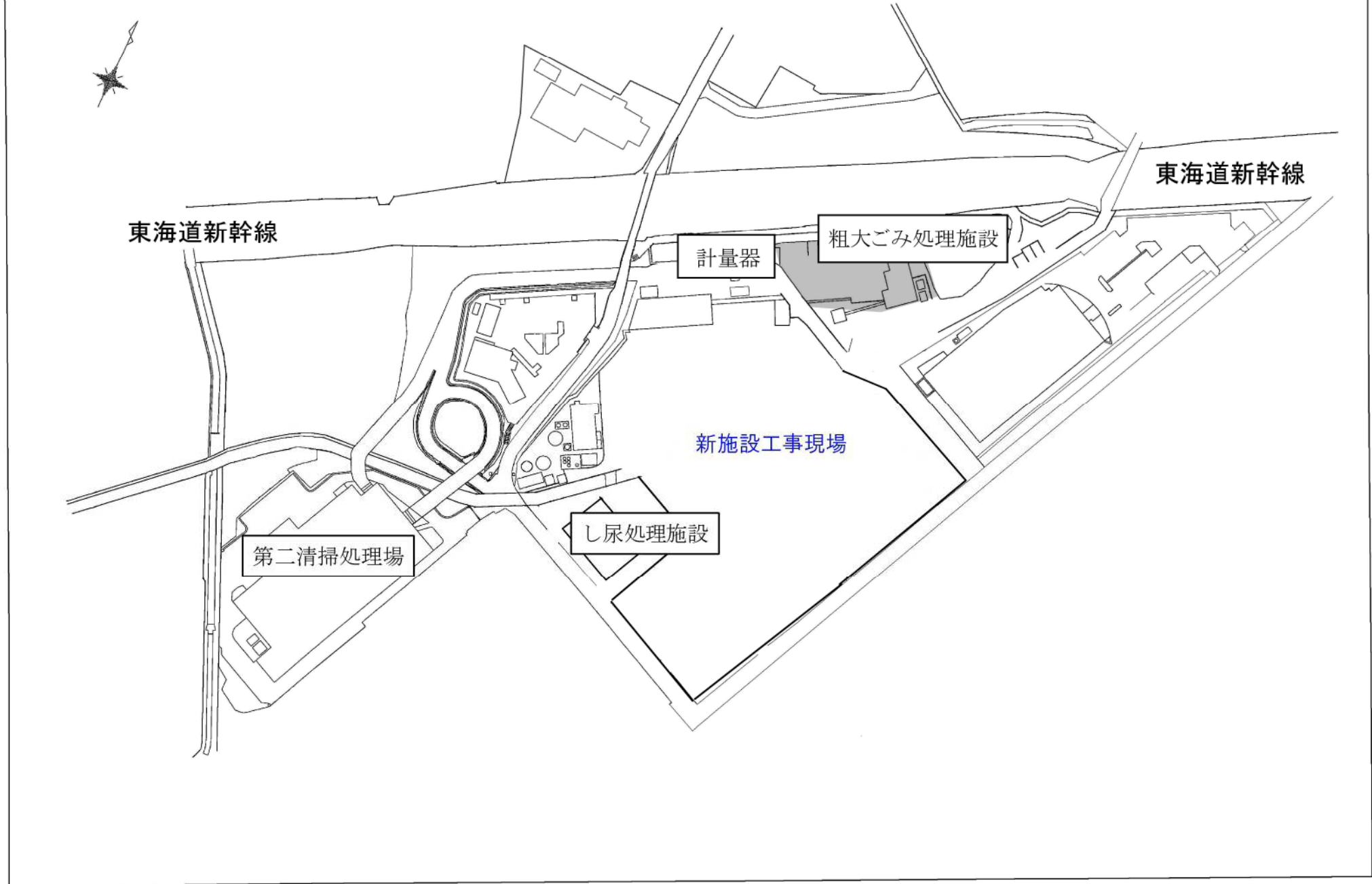
不燃物選別作業等業務フロー図



火災廃材 → 形状、性状により重機による解体(粗大解体作業に含む)。
 不法投棄 → 形状、性状により不燃物、粗大ごみ又は可燃性粗大として処理。

※ は、計量対象。

高座清掃施設組合全体図



受託業者の皆様へ

当組合では、地球及び地域の環境保全を目指し下記「環境配慮のお願い」を作成いたしました。つきましては、受託業者及び関係者の方々には下記の事項に関する環境配慮活動の実践について、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます

高座清掃施設組合事務局長

環境配慮のお願い

☆省資源とごみ減量のための3つのR

- まずは廃棄物の発生量を減らすこと（=Reduce リデュース）を考えましょう。
- 繰り返し使えるものは再利用（=Reuse リユース）しましょう。
- できる限りの再資源化（=Recycle リサイクル）を進めましょう。



☆廃棄物の適正処理

各事業所が排出する廃棄物は「産業廃棄物」と「事業所系一般廃棄物」に分けられます。ともに“自己責任による処理”が求められます。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業者の義務（抜粋）

- ① 自らの責任による適正な処理
- ② 再生利用等による減量化と適正な処理が困難とならないような開発等
- ③ 国・地方自治体の施策への協力

☆省エネルギー対策

- ① エネルギーロスの抑制・・・まず考えなくてはならないのは、エネルギーのロスを防ぐことです。
- ② エネルギーの有効な利用・・・エネルギーロスの抑制だけでなく、より積極的にエネルギー消費量の少ない設備機器の採用などにより、エネルギーの有効利用を進めることも必要です。
- ③ 自然エネルギーなどの利用・・・太陽光や風など、自然界のエネルギーを利用すれば、電気などの環境への負荷が大きいエネルギーの使用量を減らすことができます。



☆自動車の適正利用

自動車は大気汚染などの主な発生源となっており、その使用にあたっては、下記の点に注意が必要です。

○ 環境にやさしい自動車使用

- ① 自動車の使用を減らす。（使用の合理化など）
- ② 低公害な自動車を使用する。（七都県市指定低公害車*1など）
- ③ 環境にやさしい運転をする。（アイドリング・ストップ、点検整備の実施など）

*1：低公害、低燃費な自動車の税が優遇されています。

委託業務名 不燃物選別作業等業務委託（複合単価契約） 内訳書

No.	業務名	予定数量 (1月当り) (A)	単位	月数 (B)	単価 (C)	合計 (= A × B × C)	備考
1	不燃物選別作業	170	t	9月	円	円	
2	粗大解体作業	1	月	9月	円	円	
3	可燃性粗大解体選別作業	1	月	9月	円	円	
4	廃プラスチック類選別作業	23	t	9月	円	円	
5	運搬業務	1	月	9月	円	円	
合計						円	←入札金額

※ 注意事項

1. 予定数量（月単位の業務は除く。）に足りない場合でも履行すること。
2. 単価、合計には消費税及び地方消費税は含まない。